

令和 8 年 6 月 26 日

令和8年度独立行政法人経済産業研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人経済産業研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人経済産業研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)における令和7年度の契約状況(少額随意契約の基準額以上のもの。)は、表1のとおり、契約件数は 33 件、契約金額は 1,794,655,918 円である。また、競争性のある契約は 30 件(90.9%)、1,766,152,718 円(98.4%)、競争性のない契約は 3 件(9.1%)、28,503,200 円(1.6%)となっている。

競争性のない契約の契約全体に占める割合は、件数が 10%以下、金額が5%以下と、令和6年度と同様に低い水準に留まっている。

なお、競争性のない随意契約3件については、契約監視委員会委員へ事前に意見を聴し内諾を得た上で、随意契約により調達を行った。

また、官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組として、複数年契約における物価変動等による価格交渉について、発注者から受注者に呼びかけ年1回以上の協議を行った。

表1 令和7年度の研究所の調達全体像

(単位: 件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(46.0%) 23	(35.0%) 1.87	(60.6%) 20	(93.7%) 16.82	(△13.0%) △3	(799.7%) 14.95
企画競争・公募	(46.0%) 23	(60.9%) 3.25	(30.3%) 10	(4.7%) 0.84	(△56.5%) △13	(△74.2%) △2.41
競争性のある契約(小計)	(92.0%) 46	(95.9%) 5.12	(90.9%) 30	(98.4%) 17.66	(△34.8%) △16	(245.0%) 12.54
競争性のない随意契約	(8.0%) 4	(4.1%) 0.22	(9.1%) 3	(1.6%) 0.29	(△25.0%) △1	(30.4%) 0.07
合 計	(100%) 50	(100%) 5.34	(100%) 33	(100%) 17.95	(△34.0%) △17	(236.2%) 12.61

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対前年度伸率である。

(2) 研究所における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は 16 件(全体の 53.3%)、契約金額は 268,368,649 円(全体の 15.2%)となった。

令和6年度と比較して、一者応札・応募による契約は件数・金額ともに減少しており(件数は 23.8%の減、金額は 20.9%の減)、例年見られる変動の範囲内と認識している。

表2 令和7年度の研究所の一者応札・応募状況

(単位: 件、億円)

		令和6度	令和7度	比較増△減
2者以上	件数	25(54.3%)	14(46.7%)	△11(△44.0%)
	金額	1.73(33.8%)	14.98(84.8%)	13.25(766.9%)
1者以下	件数	21(45.7%)	16(53.3%)	△5(△23.8%)
	金額	3.39(66.2%)	2.68(15.2%)	△0.71(△20.9%)
合 計	件数	46(100%)	30(100%)	△16(△34.8%)
	金額	5.12(100%)	17.66(100%)	12.54(245.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7の対前年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、委託調査関係及び情報システム関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

・委託調査に関する調達

総合評価落札方式による委託調査の調達について、応札者が提案書を作成する十分な時間的余裕がなく一者応札となることを避けるため、令和8度においては、丁寧な趣旨説明を行うとともに入札説明会から入札締切までの期間を必ず15日間以上とすることで、適切な調達を目指す。

【総合評価落札方式による委託調査の調達について、入札説明会から入札締切までの期間が15日未満のものを0件にする。】

・情報システムに関する調達

情報システム関連の調達に当たっての入札においては、ライフサイクル全体を見据えて、当該時点で予想できる開発要素等を適切に盛り込んだ形の適切な調達となっているか、ベンダーを限定することのないよう技術的に汎用性のある仕様となっているか等をCIO補佐官や調達支援業者の支援等を受けつつ適切に確認することとする。

・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく価格転嫁・取引適正化の取組

官公需における価格転嫁等の取引適正化の強化に向けて、近年の物価上昇や最低賃金の上昇、エネルギー代金の値上がり等を考慮して適切な対応を行う。また、引き続き、低入札価格調査を推進し、適切な調達や事業の実施に取り組む。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、随意契約総括責任者(総務ディレクター)に報告し、判断を求めることとする。随意契約総括責任者(総務ディレクター)は、案件の重要度に応じて契約監視委員会に必要な助言を求める。

ただし、緊急を要し止むを得ない事情がある場合においては、随意契約総括責任者(総務ディレクター)の判断に従うこととし、案件の重要度に応じて事後可及的速やかに契約監

視委員会に報告することとする。

【緊急を要し止むを得ない事情がない場合で、軽微な案件を除き、契約監視委員会の助言を受けずに新たに競争性のない随意契約を締結する件数を0件にする。】

(2) 不祥事発生の未然防止のための取組

入札により調達をしようとする場合には、調達関係者は、総務ディレクター又は総務副ディレクターが出席する入札検討会を公示前に開催し、総務ディレクター又は総務副ディレクターのチェックを受けながら入札手続を進めることとする。

【緊急を要し止むを得ない事情がない場合に、調達関係者と総務ディレクター又は総務副ディレクターが出席する入札検討会を公示前に開催しないで実施する入札件数を0件にする。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度の業務実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務ディレクターを総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務ディレクター
副総括責任者	総務副ディレクター
メンバー	管理担当マネージャー

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、新規の随意契約及び一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。